厚生労働省
# 宮崎労働局

**Press Release**

宮崎労働局発表
令和8年10月30日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課　　長　　谷宮　俊実
主任監察監督官　　黒木　章寛
（電話）0985-38-8834
（FAX）0985-38-8830

報道関係者　各位

## 11 月は「過労死等防止啓発月間」です

### ～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的に、宮崎労働局（局長　吉越　正幸）では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは･･･（１）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
（２）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
（３）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

**【取組概要】**

**１　国民への周知・啓発**

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

宮崎会場では、シンポジウムを開催し、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などを行います（無料でどなたでも参加できます。）。

日時：令和８年 11 月 26 日（木）　15:00～17:00（受付 14:30～）
場所：宮崎観光ホテル　紅日向の間　（宮崎市松山１丁目１番１号）

［参加申込方法］事前に下記ホームページからお申込みください。
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

**２　過重労働解消キャンペーン**（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談などを行います。

［過重労働解消キャンペーン特設ページ］
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

## ■「過重労働解消キャンペーン」の概要

**１　労使の主体的な取組を促します**

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行います。

**２　宮崎労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**

宮崎労働局長が、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ職場訪問等を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。

**３　重点監督を実施します**

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

**４　過重労働相談受付集中期間を設定します**

11 月１日（日）から 11 月７日（土）を過重労働相談受付集中期間（11 月１日（日）、11 月３日（火・祝日）を除く。）とし、宮崎労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

**５　特別労働相談を実施します**

11 月７日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

**過重労働解消相談ダイヤル**

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）
（なくしましょう　長い残業）
実施日時：**令和８年 11 月７日（土）９：00～17：00**
**※労働基準監督官が相談に対応します。**

労働条件相談ほっとライン

電話番号：０１２０－８１１－６１０（フリーダイヤル）
（は　い　！　労　働）
実施日時：令和８年 11 月７日（土）９：00～21：00
※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。
［専用ホームページ］
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

**６　過重労働解消のためのセミナーを実施します**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月～１月に、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。
また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。
（無料でどなたでも参加できます。）
［専用ホームページ］
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

［別紙１］過労死等防止対策推進シンポジウム
［別紙２］過労死等防止啓発パンフレット
［別紙３］過労死等防止啓発リーフレット
［別紙４］過重労働解消のためのセミナー
［参　考］令和７年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

宮崎
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare







毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策推進シンポジウム





## 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



日　時　2026. 11.26(木)　15:00~17:00（受付14:30~）

参加無料
事前申込

会　場　**宮崎観光ホテル　紅日向の間**
（宮崎市松山1-1-1）

●お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：宮崎県、宮崎県医師会、宮崎県社会保険労務士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る宮崎県連絡会、宮崎過労死弁護団、宮崎県民主医療機関連合会、東九州過労死を考える家族の会

# 宮崎会場

**プログラム**

［主催者挨拶］宮崎労働局労働基準部監督課
［宮崎県挨拶］宮崎県商工観光労働部

［基調講演］
## 「過労シニアの実像 ～高齢者が死ぬまで働く時代は来るのか～」
**若月 澪子** 氏（ジャーナリスト、ルポライター）

［事例報告］
## 「宮崎県でもいまだにある過労死」
**西田 隆二** 氏（弁護士法人西田法律事務所）

［過労死ご遺族による体験談発表］

### 若月 澪子 氏



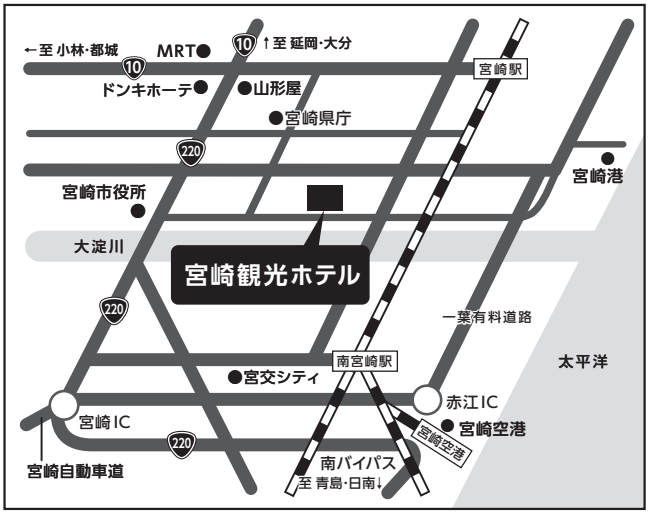
ジャーナリスト、ルポライター

1975年生まれ。大学卒業後、NHK高知放送局・NHK首都圏放送センターで有期雇用のキャスター、ディレクターとしてローカル放送の番組制作に携わる。結婚退職後に育児のかたわらウェブライターとして借金苦、終活、副業に関する取材・執筆を行う。日刊ゲンダイ、プレジデントオンライン、中央公論、JBpress等にて執筆。生涯、非正規労働者。ギグワーカーとして様々な仕事を体験中。
著書に『副業おじさん 傷だらけの俺たちに明日はあるか』（朝日新聞出版）『ルポ過労シニア　高齢労働者はなぜ激増したのか』（朝日新書）

**会場のご案内**

## 宮崎観光ホテル　紅日向の間
（宮崎市松山1-1-1）

［電車］・JR「宮崎駅」より タクシー約5分、徒歩約20分、バス約15分
［車］・宮崎自動車道 宮崎ICより 国道220号経由 約10分
・東九州自動車道 宮崎西ICより 国道10号経由 約15分




**参加申込みについて**

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

**◎Webからのお申し込みはこちら**　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□経営者　□会社員　□公務員　□団体職員　□教職員　□医療関係者　□弁護士　□社会保険労務士
□パート・アルバイト　□学生　□過労死等の当事者・家族　□その他［　　］

| | | |
|---|---|---|
| お名前<br>5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。 | ふりがな | ふりがな |
| | ふりがな | ふりがな |
| 連絡先 | ●TEL：　　●FAX： | |
| | ●E-mail： | |
| 企業・団体名 | | |

●基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ 過労死等を防止するための対策BOOK




# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料 11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。
過労死等防止対策推進シンポジウム▶0570-036-222 専用ナビダイヤル（月～金9:00～17:30）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 過労死防止 検索

## 11月は過労死等防止啓発月間です。
## 過労死等防止啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

**1 労使の主体的な取組を促進します**

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

**2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します**

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

**3 長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します**

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

**4 労働相談を実施します**

11月7日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和8年11月7日（土）
9:00～17:00

なくしましょう 0120-794-713 長い残業

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

**5 過重労働解消のためのセミナーを開催します**

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。
＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

## 11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

# Q1 過労死等とは？

## A1

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。



### ［過労死等の定義］

◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

### ［長時間労働と過労死等］

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

■時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係




《 注意 》
①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

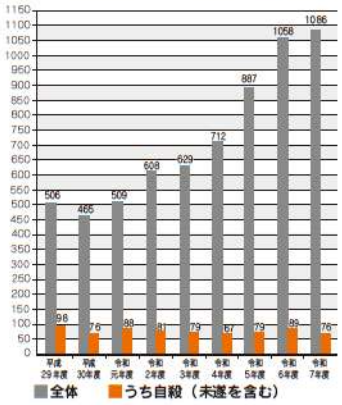




### ［過労死等防止は喫緊の課題］

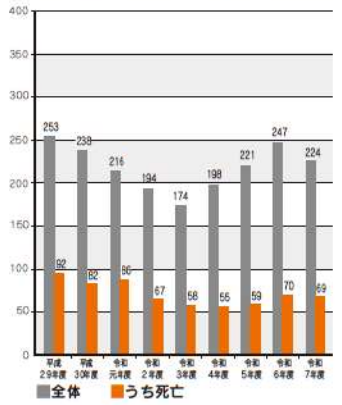
過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっています。

■精神障害に係る労災支給決定件数の推移




注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数の推移



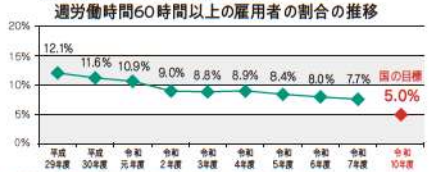

注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

### ［過労死等防止に関連する国の目標］

#### 過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

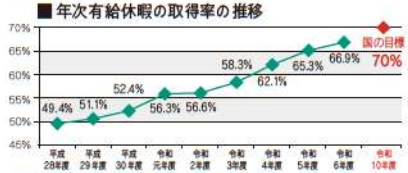
過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。
◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）
　特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
　（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）
　（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）
　特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）
◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）
◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）
◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、
週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移




※資料出所：総務省「労働力調査」　※資料は非農林業雇用者数により作成。

■年次有給休暇の取得率の推移




※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

事業主の取組

# Q2 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

## A2

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。
時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。



### ［適正な労働時間の把握］

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で詳しく解説しています。

### ［「時間外・休日労働協定（36協定）」の周知を］

使用者が法定労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合（ない場合には過半数代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

### ⓘ 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（2028年まで）

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。



労働者の取組 ＋ 事業主の取組

# Q3 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

## A3

事業主は労働者の健康づくりに向け
積極的に支援すること、
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

### ［睡眠時間の確保および健康づくりを］

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

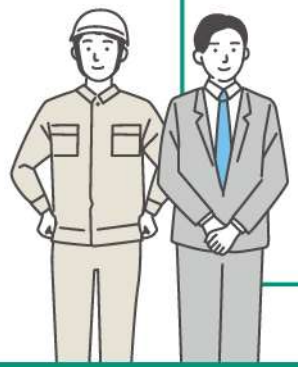
労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

### ［若年労働者などにも配慮した対策を］

若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



# Q4

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

## 働き方はどのように見直せばよいですか？

## A4

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。
使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。



**【ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を】**

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかり休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

### ⓘ関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70％以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。



# Q5

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

## 勤務間インターバル制度とは？

## A5

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。
労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。



2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

➡勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事例があります。

➡制度を導入する中小企業への助成金があります。

### ⓘ関連する国の目標

勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
(1) 制度を知らなかった企業割合を5％未満に、
(2) 制度を導入している企業割合を15％以上とする（2028年まで）

### 勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、
事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

**メリット1　従業員の健康の維持・向上につながります。**

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

**メリット2　従業員の定着や確保が期待できます。**

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

**メリット3　生産性の向上につながります。**

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html

# Q6

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

## 心の健康を保つために取り組むべきことは？

## A6

事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

［メンタルヘルスケアが重要］

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。



［ストレスチェックの実施を］

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの実施が義務化されます（施行は令和10年4月1日））。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

### ！関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「厚生労働省HP」
小規模事業場向けのマニュアル等、ストレスチェックの実施に役立つ情報を掲載しています。

ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」
0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



# Q7

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

## 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

## A7

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。

ハラスメントの被害を受けた労働者の方やハラスメントの被害に気づいた周囲の労働者の方は、相談窓口へ連絡しましょう。

### 職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

**● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発**

① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

**● 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備**

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

**● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応**

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

**● 併せて講ずべき措置**

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

**● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置**

⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※令和8年10月1日より、カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります。事業主が講ずべき具体的な内容は、指針においてお示ししておりますのでご参照ください。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト
「あかるい職場応援団」もご活用ください。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

# Q8 新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？

## A8

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。



［テレワーク］

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

［副業・兼業］

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によって労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

［フリーランス］

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和6年11月に施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

副業・兼業については厚生労働省HPへ

フリーランス・事業者間取引適正化等法については厚生労働省HPへ

【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

【事業者用】テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト



労働者の取組 ＋ 事業主の取組

# Q9 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

## A9

労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。

事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。

上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



［相談しやすい環境の整備を］

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

▼相談窓口は、P13・P14へ

### ！関連する国の目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50％未満とする（2027年まで）

# 労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

● 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
● このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
● あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日　　年　　月　　日

## 1.最近1か月間の自覚症状　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. イライラする | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 2. 不安だ | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 3. 落ち着かない | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 4. ゆううつだ | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 5. よく眠れない | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 6. 体の調子が悪い | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 7. 物事に集中できない | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 8. することに間違いが多い | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 9. 仕事中、強い眠気に襲われる | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 10. やる気が出ない | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 11. へとへとだ（運動後を除く）※1 | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 13. 以前とくらべて、疲れやすい | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 14. 食欲がないと感じる | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |

※1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 0～2点 | Ⅱ | 3～7点 | Ⅲ | 8～14点 | Ⅳ | 15点以上 |

## 2.最近1か月間の勤務の状況　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む） | □ ない又は適当（0） | □ 多い（1） | □ 非常に多い（3） |
| 2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事） | □ 少ない（0） | □ 多い（1） | —— |
| 3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など） | □ ない又は小さい（0） | □ 大きい（1） | —— |
| 4. 深夜勤務に伴う負担※2 | □ ない又は小さい（0） | □ 大きい（1） | □ 非常に大きい（3） |
| 5. 休憩・仮眠の時間数及び施設 | □ 適切である（0） | □ 不適切である（1） | —— |
| 6. 仕事についての身体的負担※3 | □ 小さい（0） | □ 大きい（1） | □ 非常に大きい（3） |
| 7. 仕事についての精神的負担 | □ 小さい（0） | □ 大きい（1） | □ 非常に大きい（3） |
| 8. 職場・顧客等の人間関係による負担 | □ 小さい（0） | □ 大きい（1） | □ 非常に大きい（3） |
| 9. 時間内に処理しきれない仕事 | □ 少ない（0） | □ 多い（1） | □ 非常に多い（3） |
| 10. 自分のペースでできない仕事 | □ 少ない（0） | □ 多い（1） | □ 非常に多い（3） |
| 11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない | □ ほとんどない（0） | □ 時々ある（1） | □ よくある（3） |
| 12. 勤務日の睡眠時間 | □ 十分（0） | □ やや足りない（1） | □ 足りない（3） |
| 13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4 | □ 十分（0） | □ やや足りない（1） | □ 足りない（3） |

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担　※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 0点 | B | 1～5点 | C | 6～11点 | D | 12点以上 |

## 総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、
あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

| 自覚症状 | 勤務の状況 A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 0 | 0 | 2 | 4 |
| Ⅱ | 0 | 1 | 3 | 5 |
| Ⅲ | 0 | 2 | 4 | 6 |
| Ⅳ | 1 | 3 | 5 | 7 |

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

| 判定 | 点数 | 疲労蓄積度 |
|---|---|---|
| | 0～1 | 低いと考えられる |
| | 2～3 | やや高いと考えられる |
| | 4～5 | 高いと考えられる |
| | 6～7 | 非常に高いと考えられる |

あなたの疲労蓄積度の点数は　　点（0～7）

## 疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の**点数が2～7の人**は、**疲労が蓄積されている可能性**があり、
チェックリストの2に掲載されている**"勤務の状況"の項目の改善**が必要です。

・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

○ 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
○ 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

# ◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間　平日8:30~17:15)

### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.
**0120-811-610**　平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

## ハラスメントに関するご相談は・・・

### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

## 働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

### ●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた
アドバイスを無料で行っています。
お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/content/001674098.pdf

### ●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/



## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

### ●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や
メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。
また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。
https://www.johas.go.jp/facilities/sanpo-center/

### ●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。
https://kokoro.mhlw.go.jp/

### ●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。
電話相談　**0120-565-455** 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)
メール相談　24時間受付
SNS相談　月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

### ●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。
電話やSNSの相談窓口を紹介しています。
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

# ◎過労死等防止のための取組

### ●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html

### ●過労死等防止調査研究センター(RECORDs)

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。
https://records.johas.go.jp/



# ◎過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

### ●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

### ●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

### ●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/




ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省　過労死防止　検索

# 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

### ●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

**0120-811-610**

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

### ●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

## ハラスメントに関するご相談は・・・

### ●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

### ●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

### ●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

**0120-565-455**

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

### ●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

### ●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

## 過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

### 過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

### 全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

### 過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

## 参加無料

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

もう、知らなかったじゃ済まされない

全52回
参加費無料

# 過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです
☑事業主の方 ☑管理職の方 ☑企業の人事・労務担当者の方




過重労働防止に関する**基本ルール**や**裁判例**、**企業の取り組み事例**など、
**明日から使える実務知識**を**わかりやすく解説**します。

**開催日程**
2026年10月~2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

**開催方法**
**会場開催**:47都道府県で各1回開催
1回120分~150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
**オンライン開催**:3回 (Zoom ウェビナー使用)

**特別企画**
**業務効率化セミナー**
**オンライン開催**:2回
企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

**過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト**
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou
過重労働解消セミナー 検索

厚生労働省
令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社
〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル1階
TEL:050-5574-5071 (平日9~12時、13~17時受付)
MAIL:shuugyou@spcom.co.jp

# 過重労働解消のためのセミナーとは･･･

**過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。**

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

\わかりやすく/

## マンガで判例を紹介!!




## セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、**「実践的に使える知識」**を提供します。

- 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
- 過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

**セミナー終了後に、講師が質問に応じます！**

**現地会場開催（47都道府県）＋ハイブリッド配信にて開催**

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

**オンラインはZoomで開催予定です。**

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

参 考

令和8年7月15日（水）

**照会先**
労働基準局 補償課 職業病認定対策室
室長：　　西村　政也
室長補佐：　三浦　　剛
(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5573、5570)
(直通電話) 03 (3502) 6750

報道関係者 各位

# 令和７年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

厚生労働省は、令和７年度の「過労死等※1の労災補償状況」を取りまとめましたので、本日公表します。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数※2や、労災保険給付の支給決定件数※3などを、平成14年以降年１回、取りまとめています。

※１ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第２条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※２ 請求件数は、令和７年度中の労災保険給付の請求件数ですが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではありません。

※３ 支給決定件数は、令和７年度中に「業務災害（労働者災害補償保険法第７条第１項第１号）」または「複数業務要因災害※4（同法第７条第１項第２号）」と認定した件数で、令和７年度以前に請求があったものを含みます。なお、複数業務要因災害の請求は業務災害の請求と区別されずに行われることから、請求件数は区分して集計していません。

※４ 事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者について、全ての就業先での業務上の負荷を総合的に評価することにより傷病等との間に因果関係が認められる災害のことをいいます。

## ポイント

過労死等に関する請求件数
6,212件（前年度比1,402件の増加）

決定件数
4,692件（前年度比377件の増加）

支給決定件数
1,310件（前年度比５件の増加）
うち死亡・自殺（未遂を含む）件数　145件（前年度比14件の減少）

過労死等に関する支給決定件数の推移

| 区分＼年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 過労死等 | 803 | 910 | 1,108 | 1,305 | 1,310 |
| 脳・心臓疾患 | 174 | 198 | 221 | 247 | 224 |
| 業務災害 | 172 | 194 | 216 | 241 | 217 |
| 複数業務要因災害 | 2 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 精神障害 | 629 | 712 | 887 | 1,058 | 1,086 |
| 業務災害 | 629 | 710 | 883 | 1,056 | 1,082 |
| 複数業務要因災害 | 0 | 2 | 4 | 2 | 4 |

## 1　業務災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

（１）　請求件数は1,254件で、前年度比224件の増加。

うち死亡件数は前年度比48件増の303件。**P４ 表１－１**

（２）　支給決定件数は217件で前年度比24件の減少。

うち死亡件数は67件で前年度と同数。**P４ 表１－１**

（３）　業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「運輸業、郵便業」257件、「サービス業（他に分類されないもの）」166件、「建設業」164件の順で多い。

支給決定件数は「運輸業、郵便業」64件、「卸売業、小売業」37件、「建設業」21件の順に多い。**P５ 表１－２**

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」179件、50件が最多。**P６ 表１－２－１、P７ 表１－２－２**

（４）　職種別の傾向

・職種別(大分類)

請求件数は「輸送・機械運転従事者」231件、「サービス職業従事者」170件、「専門的・技術的職業従事者」165件の順で多い。

支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」55件、「専門的・技術的職業従事者」38件、「サービス職業従事者」26件の順に多い。**P８ 表１－３**

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」215件、53件が最多。**P9 表1－3－1、P10 表1－3－2**

（5） 年齢別の傾向

請求件数は「50～59歳」508件、「60歳以上」452件、「40～49歳」220件の順で多い。

支給決定件数は「50～59歳」79件、「60歳以上」63件、「40～49歳」58件の順に多い。**P11 表1－4**

（6） 時間外労働時間別（１か月又は２～６か月における１か月平均）の傾向

支給決定件数は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」27件が最も多い。

また、「評価期間２～６か月における１か月平均」では「60時間以上～80時間未満」48件が最も多い。**P14 表1－6**

## 2　業務災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況

（1） 請求件数は4,958件で前年度比1,178件の増加。

うち未遂を含む自殺の件数は前年度比13件増の215件。**P16 表2－1**

（2） 支給決定件数は1,082件で前年度比26件の増加。

うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件減の76件。**P16 表2－1**

（3） 業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「医療、福祉」1,288件、「製造業」720件、「卸売業、小売業」645件の順で多い。

支給決定件数は「医療、福祉」292件、「製造業」158件、「卸売業、小売業」116件の順に多い。**P17 表2－2**

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「医療、福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」706件、151件が最多。**P18 表2－2－1、P19 表2－2－2**

（4） 職種別の傾向

・職種別（大分類）

請求件数は「専門的・技術的職業従事者」1,367件、「事務従事者」1,137件、「サービス職業従事者」733件の順で多い。

支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」296件、「サービス職業従事者」174件、「事務従事者」165件の順に多い。**P20 表2－3**

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「事務従事者」のうち「一般事務従事者」833件、109件が最多。**P21 表2－3－1、P22 表2－3－2**

（5） 年齢別の傾向

請求件数は「40～49歳」1,344件、「50～59歳」1,207件、「30～39歳」1,122件の順で多い。

支給決定件数は「40～49歳」294件、「50～59歳」244件、「30～39歳」243件の順に多い。**P23 表２－４**

（６） 時間外労働時間別（１か月又は２～６か月における１か月平均）の傾向

支給決定件数は「20時間未満」が57件で最も多く、次いで「40時間以上～60時間未満」が55件。**P25 表２－６**

（７） 出来事※別の傾向

支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」222件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」と「セクシュアルハラスメントを受けた」127件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」113件の順に多い。**P27 表２－８**

※「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。

## ３　業務災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況

業務災害に係る裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は２件で、専門業務型裁量労働制対象者と企画業務型裁量労働制対象者が１件ずつであった。また、精神障害の支給決定件数は９件で、いずれも専門業務型裁量労働制対象者であった。**P28 表３**

## ４　複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

支給決定件数は７件で、前年度比１件の増加。
うち死亡件数は前年度比１件減の２件。**P29 表４－１**

## ５　複数業務要因災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況

支給決定件数は４件で、前年度比２件の増加。
うち未遂を含む自殺の事案は無かった。**P32 表５－１**

## ６　複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況

複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は１件で、専門業務型裁量労働制対象者であった。また、精神障害の裁量労働制該当事案は無かった。**P36 表６**

**※　詳細は別添資料をご覧ください。**

別添資料１　業務災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況［PDF形式：845KB］

別添資料２　業務災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況［PDF形式：974KB］

別添資料３　業務災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況［PDF形式：84KB］

別添資料４　複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況［PDF形式：239KB］

別添資料５　複数業務要因災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況［PDF形式：325KB］

別添資料６　複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況［PDF形式：86KB］




PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# （　抜　粋　）

表1－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の労災補償状況

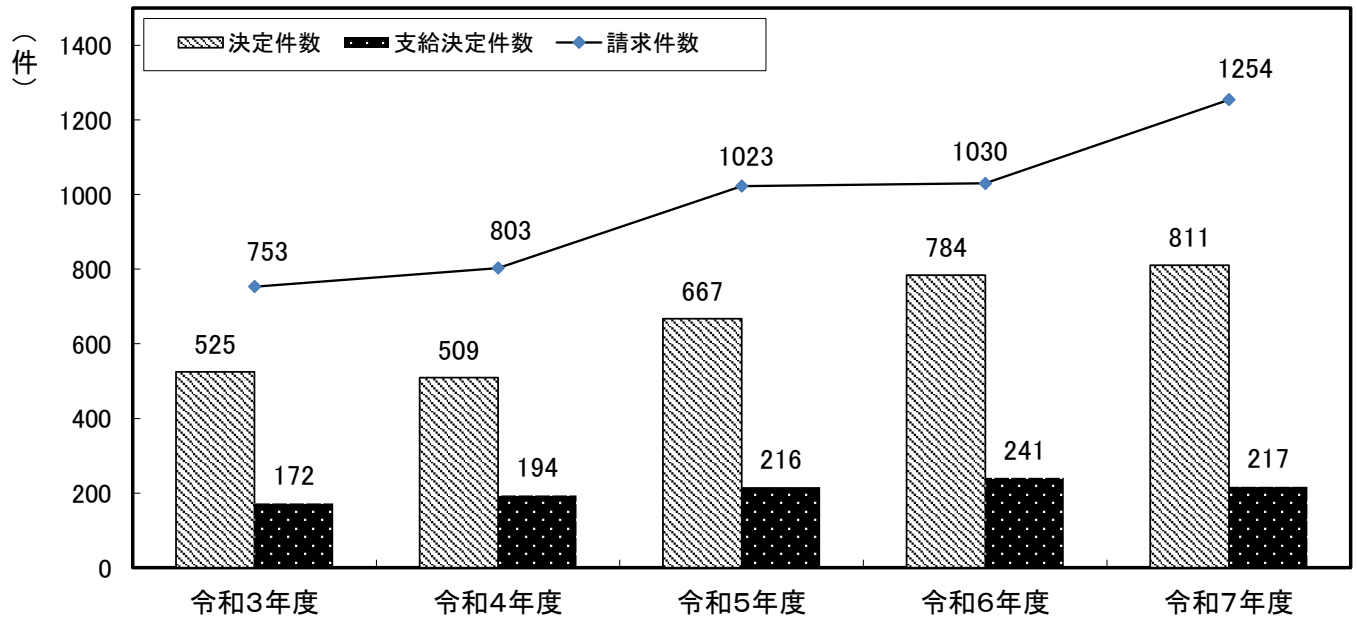
| 区分＼年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 脳・心臓疾患 | 請求件数 注2 | 753（　124） | 803（　125） | 1023（　171） | 1030（　165） | 1254（　176） |
| | 決定件数 注3 | 525（　67） | 509（　84） | 667（　88） | 784（　112） | 811（　110） |
| | うち支給決定件数 注4 | 172（　9） | 194（　18） | 216（　18） | 241（　12） | 217（　15） |
| | ［認定率］注5 | ［32.8%］（　13.4%） | ［38.1%］（　21.4%） | ［32.4%］（　20.5%） | ［30.7%］（　10.7%） | ［26.8%］（　13.6%） |
| うち死亡 | 請求件数 | 173（　17） | 218（　15） | 247（　30） | 255（　16） | 303（　19） |
| | 決定件数 | 169（　11） | 139（　19） | 187（　10） | 232（　23） | 236（　13） |
| | うち支給決定件数 | 57（　1） | 54（　7） | 58（　5） | 67（　3） | 67（　3） |
| | ［認定率］ | ［33.7%］（　9.1%） | ［38.8%］（　36.8%） | ［31.0%］（　50.0%） | ［28.9%］（　13.0%） | ［28.4%］（　23.1%） |

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況　注6

| 区分＼年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 脳・心臓疾患 | 支給決定件数 注7 | 15（　0） | 9（　0） | 3（　0） | 2（　1） | 1（　0） |
| | うち死亡 | 5（　0） | 6（　0） | 3（　0） | 2（　1） | 1（　0） |

注　1　本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
　　2　請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではない。
　　3　決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。
　　4　支給決定件数は、決定件数のうち「業務災害」と認定した件数である。
　　5　認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。
　　6　審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
　　7　審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
　　8　（ ）内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の（ ）内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。

図1－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



## 表1－2 業務災害に係る脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

| 業種(大分類) ＼ 年度 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 |
| 農業、林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業 | 21 ( 0 )<br>〈 9 ( 0 )〉 | 10 ( 1 )<br>〈 4 ( 0 )〉 | 5 ( 0 )<br>〈 3 ( 0 )〉 | 16 ( 1 )<br>〈 4 ( 0 )〉 | 15 ( 2 )<br>〈 5 ( 0 )〉 | 4 ( 1 )<br>〈 0 ( 0 )〉 |
| 製造業 | 100 ( 3 )<br>〈 20 ( 0 )〉 | 81 ( 5 )<br>〈 28 ( 1 )〉 | 24 ( 1 )<br>〈 11 ( 1 )〉 | 114 ( 6 )<br>〈 33 ( 1 )〉 | 67 ( 2 )<br>〈 17 ( 0 )〉 | 11 ( 0 )<br>〈 2 ( 0 )〉 |
| 建設業 | 128 ( 3 )<br>〈 39 ( 0 )〉 | 81 ( 2 )<br>〈 27 ( 0 )〉 | 16 ( 1 )<br>〈 6 ( 0 )〉 | 164 ( 1 )<br>〈 49 ( 0 )〉 | 106 ( 2 )<br>〈 39 ( 0 )〉 | 21 ( 1 )<br>〈 8 ( 0 )〉 |
| 運輸業、郵便業 | 213 ( 8 )<br>〈 68 ( 1 )〉 | 193 ( 4 )<br>〈 56 ( 0 )〉 | 88 ( 0 )<br>〈 21 ( 0 )〉 | 257 ( 9 )<br>〈 82 ( 2 )〉 | 177 ( 5 )<br>〈 67 ( 2 )〉 | 64 ( 1 )<br>〈 23 ( 0 )〉 |
| 卸売業、小売業 | 150 ( 35 )<br>〈 40 ( 4 )〉 | 94 ( 16 )<br>〈 28 ( 4 )〉 | 20 ( 1 )<br>〈 5 ( 0 )〉 | 151 ( 28 )<br>〈 35 ( 6 )〉 | 116 ( 20 )<br>〈 40 ( 4 )〉 | 37 ( 2 )<br>〈 12 ( 1 )〉 |
| 金融業、保険業 | 9 ( 2 )<br>〈 0 ( 0 )〉 | 4 ( 1 )<br>〈 0 ( 0 )〉 | 1 ( 0 )<br>〈 0 ( 0 )〉 | 13 ( 8 )<br>〈 0 ( 0 )〉 | 9 ( 4 )<br>〈 0 ( 0 )〉 | 0 ( 0 )<br>〈 0 ( 0 )〉 |
| 教育、学習支援業 | 22 ( 6 )<br>〈 7 ( 1 )〉 | 16 ( 4 )<br>〈 5 ( 2 )〉 | 2 ( 0 )<br>〈 1 ( 0 )〉 | 21 ( 6 )<br>〈 5 ( 1 )〉 | 20 ( 5 )<br>〈 5 ( 0 )〉 | 6 ( 2 )<br>〈 1 ( 0 )〉 |
| 医療、福祉 | 97 ( 58 )<br>〈 17 ( 6 )〉 | 70 ( 42 )<br>〈 18 ( 9 )〉 | 10 ( 2 )<br>〈 1 ( 0 )〉 | 108 ( 56 )<br>〈 12 ( 4 )〉 | 64 ( 34 )<br>〈 8 ( 3 )〉 | 12 ( 4 )<br>〈 3 ( 1 )〉 |
| 情報通信業 | 29 ( 3 )<br>〈 5 ( 0 )〉 | 24 ( 2 )<br>〈 4 ( 0 )〉 | 6 ( 1 )<br>〈 1 ( 0 )〉 | 51 ( 6 )<br>〈 12 ( 1 )〉 | 36 ( 4 )<br>〈 11 ( 1 )〉 | 10 ( 0 )<br>〈 4 ( 0 )〉 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 66 ( 18 )<br>〈 13 ( 3 )〉 | 61 ( 17 )<br>〈 9 ( 2 )〉 | 28 ( 3 )<br>〈 3 ( 1 )〉 | 82 ( 16 )<br>〈 17 ( 2 )〉 | 51 ( 12 )<br>〈 10 ( 1 )〉 | 19 ( 1 )<br>〈 5 ( 0 )〉 |
| サービス業(他に分類されないもの) | 117 ( 15 )<br>〈 24 ( 1 )〉 | 88 ( 9 )<br>〈 30 ( 2 )〉 | 19 ( 2 )<br>〈 6 ( 0 )〉 | 166 ( 16 )<br>〈 30 ( 1 )〉 | 85 ( 9 )<br>〈 19 ( 1 )〉 | 16 ( 2 )<br>〈 4 ( 1 )〉 |
| その他の事業(上記以外の事業) | 78 ( 14 )<br>〈 13 ( 0 )〉 | 62 ( 9 )<br>〈 23 ( 3 )〉 | 22 ( 1 )<br>〈 9 ( 1 )〉 | 111 ( 23 )<br>〈 24 ( 1 )〉 | 65 ( 11 )<br>〈 15 ( 1 )〉 | 17 ( 1 )<br>〈 5 ( 0 )〉 |
| 合計 | 1030 ( 165 )<br>〈 255 ( 16 )〉 | 784 ( 112 )<br>〈 232 ( 23 )〉 | 241 ( 12 )<br>〈 67 ( 3 )〉 | 1254 ( 176 )<br>〈 303 ( 19 )〉 | 811 ( 110 )<br>〈 236 ( 13 )〉 | 217 ( 15 )<br>〈 67 ( 3 )〉 |

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。
3 ( )内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

## 図1－2 業種別構成比

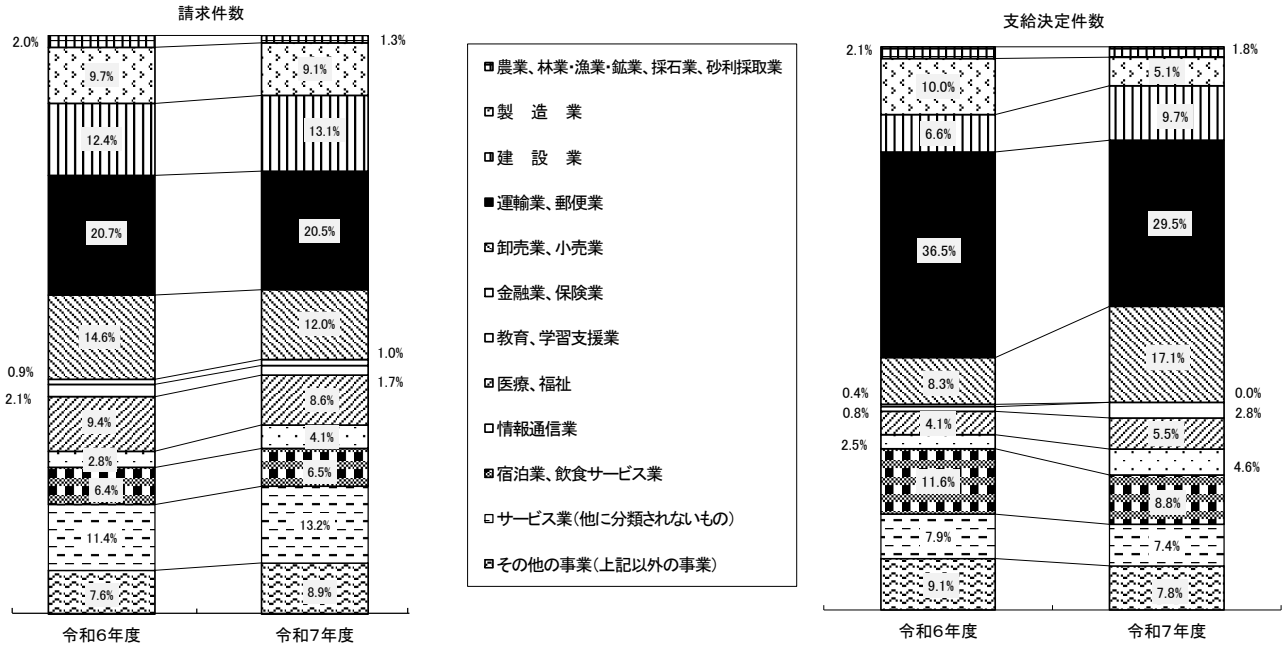


表1－2－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）

令和7年度

| | 業種（大分類） | 業種（中分類） | 請求件数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 運輸業、郵便業 | 道路貨物運送業 | 179（3）<br>〈61（1）〉 |
| 2 | サービス業（他に分類されないもの） | その他の事業サービス業 | 118（10）<br>〈21（1）〉 |
| 3 | 医療、福祉 | 社会保険・社会福祉・介護事業 | 73（38）<br>〈9（3）〉 |
| 4 | 建設業 | 総合工事業 | 66（0）<br>〈21（0）〉 |
| 5 | 建設業 | 職別工事業（設備工事業を除く） | 65（1）<br>〈13（0）〉 |
| 6 | 宿泊業、飲食サービス業 | 飲食店 | 58（10）<br>〈14（1）〉 |
| 7 | 卸売業、小売業 | 各種商品小売業 | 45（15）<br>〈5（2）〉 |
| 8 | 運輸業、郵便業 | 道路旅客運送業 | 39（2）<br>〈12（0）〉 |
| 9 | 情報通信業 | 情報サービス業 | 37（4）<br>〈8（1）〉 |
| 10 | 医療、福祉 | 医療業 | 35（18）<br>〈3（1）〉 |
| 11 | 建設業 | 設備工事業 | 33（0）<br>〈15（0）〉 |
| 12 | 卸売業、小売業 | その他の小売業 | 23（6）<br>〈7（3）〉 |
| 13 | サービス業（他に分類されないもの） | 産廃物処理業 | 21（1）<br>〈2（0）〉 |
| 14 | 製造業 | 輸送用機械器具製造業 | 19（0）<br>〈4（0）〉 |
| 15 | 卸売業、小売業 | 飲食料品小売業 | 18（3）<br>〈2（0）〉 |

注　1　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表1－2－2　業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種（中分類の上位15業種）

令和7年度

| | 業種（大分類） | 業種（中分類） | 支給決定件数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 運輸業、郵便業 | 道路貨物運送業 | 50（1）<br>〈20（0）〉 |
| 2 | サービス業（他に分類されないもの） | その他の事業サービス業 | 15（2）<br>〈4（1）〉 |
| 3 | 宿泊業、飲食サービス業 | 飲食店 | 13（1）<br>〈3（0）〉 |
| 4 | 卸売業、小売業 | その他の小売業 | 11（0）<br>〈4（0）〉 |
| 5 | 建設業 | 設備工事業 | 10（0）<br>〈5（0）〉 |
| 5 | 運輸業、郵便業 | 道路旅客運送業 | 10（0）<br>〈1（0）〉 |
| 7 | 建設業 | 総合工事業 | 8（0）<br>〈3（0）〉 |
| 7 | 情報通信業 | 情報サービス業 | 8（0）<br>〈3（0）〉 |
| 9 | 卸売業、小売業 | 各種商品小売業 | 7（1）<br>〈2（0）〉 |
| 9 | 卸売業、小売業 | 飲食料品小売業 | 7（0）<br>〈2（0）〉 |
| 11 | 医療、福祉 | 社会保険・社会福祉・介護事業 | 6（3）<br>〈3（1）〉 |
| 11 | 医療、福祉 | 医療業 | 6（1）<br>〈0（0）〉 |
| 13 | 宿泊業、飲食サービス業 | 宿泊業 | 5（0）<br>〈1（0）〉 |
| 13 | 教育、学習支援業 | 学校教育 | 5（2）<br>〈0（0）〉 |
| 15 | 卸売業、小売業 | 飲食料品卸売業 | 4（1）<br>〈2（1）〉 |
| 15 | 製造業 | 電気機械器具製造業 | 4（0）<br>〈2（0）〉 |
| 15 | 学術研究、専門・技術サービス業 | 専門サービス業（他に分類されないもの） | 4（1）<br>〈1（0）〉 |
| 15 | 農業、林業 | 農業 | 4（1）<br>〈0（0）〉 |

注　1　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

## 表1－3 業務災害に係る脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

| 年度 ＼ 職種(大分類) | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 | 請求件数 | 決定件数 | うち支給決定件数 |
| 専門的・技術的職業従事者 | 149 ( 35 ) | 127 ( 26 ) | 32 ( 3 ) | 165 ( 34 ) | 115 ( 22 ) | 38 ( 4 ) |
| | 〈 31 ( 2 )〉 | 〈 32 ( 7 )〉 | 〈 10 ( 1 )〉 | 〈 47 ( 4 )〉 | 〈 38 ( 3 )〉 | 〈 9 ( 1 )〉 |
| 管理的職業従事者 | 51 ( 3 ) | 55 ( 3 ) | 24 ( 1 ) | 59 ( 2 ) | 55 ( 3 ) | 22 ( 2 ) |
| | 〈 24 ( 1 )〉 | 〈 20 ( 1 )〉 | 〈 8 ( 1 )〉 | 〈 21 ( 0 )〉 | 〈 19 ( 0 )〉 | 〈 9 ( 0 )〉 |
| 事務従事者 | 83 ( 26 ) | 47 ( 13 ) | 12 ( 0 ) | 101 ( 38 ) | 61 ( 18 ) | 11 ( 3 ) |
| | 〈 16 ( 1 )〉 | 〈 10 ( 3 )〉 | 〈 1 ( 0 )〉 | 〈 19 ( 3 )〉 | 〈 13 ( 1 )〉 | 〈 3 ( 1 )〉 |
| 販売従事者 | 117 ( 26 ) | 72 ( 10 ) | 17 ( 0 ) | 136 ( 23 ) | 87 ( 15 ) | 24 ( 1 ) |
| | 〈 23 ( 3 )〉 | 〈 24 ( 2 )〉 | 〈 8 ( 0 )〉 | 〈 28 ( 2 )〉 | 〈 23 ( 2 )〉 | 〈 9 ( 0 )〉 |
| サービス職業従事者 | 136 ( 51 ) | 104 ( 38 ) | 34 ( 2 ) | 170 ( 48 ) | 97 ( 30 ) | 26 ( 3 ) |
| | 〈 23 ( 7 )〉 | 〈 20 ( 7 )〉 | 〈 3 ( 0 )〉 | 〈 29 ( 5 )〉 | 〈 21 ( 3 )〉 | 〈 8 ( 1 )〉 |
| 輸送・機械運転従事者 | 177 ( 1 ) | 169 ( 0 ) | 75 ( 0 ) | 231 ( 3 ) | 152 ( 1 ) | 55 ( 0 ) |
| | 〈 58 ( 0 )〉 | 〈 54 ( 0 )〉 | 〈 20 ( 0 )〉 | 〈 72 ( 1 )〉 | 〈 57 ( 1 )〉 | 〈 21 ( 0 )〉 |
| 生産工程従事者 | 66 ( 3 ) | 50 ( 6 ) | 15 ( 1 ) | 72 ( 7 ) | 52 ( 5 ) | 6 ( 0 ) |
| | 〈 18 ( 0 )〉 | 〈 21 ( 1 )〉 | 〈 8 ( 1 )〉 | 〈 14 ( 1 )〉 | 〈 10 ( 1 )〉 | 〈 0 ( 0 )〉 |
| 運搬・清掃・包装等従事者 | 85 ( 16 ) | 55 ( 12 ) | 12 ( 3 ) | 107 ( 16 ) | 64 ( 12 ) | 9 ( 0 ) |
| | 〈 19 ( 2 )〉 | 〈 16 ( 2 )〉 | 〈 3 ( 0 )〉 | 〈 21 ( 3 )〉 | 〈 15 ( 2 )〉 | 〈 2 ( 0 )〉 |
| 建設・採掘従事者 | 90 ( 1 ) | 49 ( 2 ) | 9 ( 1 ) | 127 ( 1 ) | 74 ( 2 ) | 11 ( 1 ) |
| | 〈 24 ( 0 )〉 | 〈 14 ( 0 )〉 | 〈 2 ( 0 )〉 | 〈 32 ( 0 )〉 | 〈 23 ( 0 )〉 | 〈 4 ( 0 )〉 |
| その他の職種(上記以外の職種) | 76 ( 3 ) | 56 ( 2 ) | 11 ( 1 ) | 86 ( 4 ) | 54 ( 2 ) | 15 ( 1 ) |
| | 〈 19 ( 0 )〉 | 〈 21 ( 0 )〉 | 〈 4 ( 0 )〉 | 〈 20 ( 0 )〉 | 〈 17 ( 0 )〉 | 〈 2 ( 0 )〉 |
| 合計 | 1030 ( 165 ) | 784 ( 112 ) | 241 ( 12 ) | 1254 ( 176 ) | 811 ( 110 ) | 217 ( 15 ) |
| | 〈 255 ( 16 )〉 | 〈 232 ( 23 )〉 | 〈 67 ( 3 )〉 | 〈 303 ( 19 )〉 | 〈 236 ( 13 )〉 | 〈 67 ( 3 )〉 |

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ( )内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

## 図1－3 職種別構成比

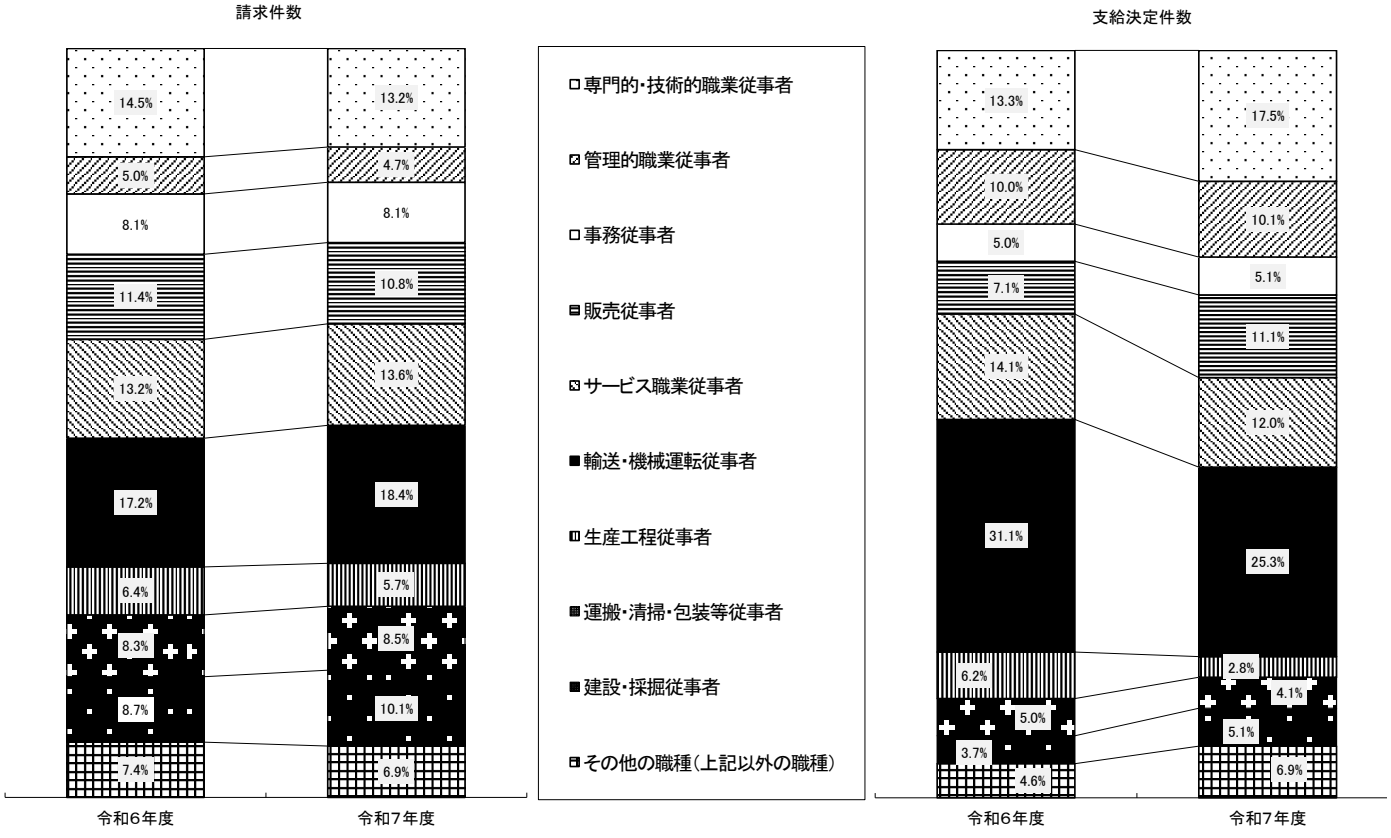


表1－3－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い職種（中分類の上位15職種）

令和7年度

| | 職種（大分類） | 職種（中分類） | 請求件数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 輸送・機械運転従事者 | 自動車運転従事者 | 215（2）<br>〈68（0）〉 |
| 2 | 建設・採掘従事者 | 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） | 78（1）<br>〈17（0）〉 |
| 3 | 事務従事者 | 一般事務従事者 | 70（29）<br>〈11（2）〉 |
| 4 | 保安職業従事者 | その他の保安職業従事者 | 67（1）<br>〈14（0）〉 |
| 4 | 販売従事者 | 商品販売従事者 | 67（17）<br>〈8（2）〉 |
| 6 | 販売従事者 | 営業職業従事者 | 66（5）<br>〈19（0）〉 |
| 7 | 運搬・清掃・包装等従事者 | 運搬従事者 | 53（6）<br>〈12（2）〉 |
| 8 | サービス職業従事者 | 介護サービス職業従事者 | 46（24）<br>〈6（3）〉 |
| 9 | 運搬・清掃・包装等従事者 | 清掃従事者 | 44（9）<br>〈8（0）〉 |
| 10 | サービス職業従事者 | 飲食物調理従事者 | 42（8）<br>〈6（0）〉 |
| 11 | 管理的職業従事者 | 法人・団体管理職員 | 35（2）<br>〈15（0）〉 |
| 12 | 専門的・技術的職業従事者 | 建築・土木・測量技術者 | 34（1）<br>〈14（0）〉 |
| 13 | サービス職業従事者 | 接客・給仕職業従事者 | 30（7）<br>〈9（2）〉 |
| 14 | 生産工程従事者 | 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） | 28（5）<br>〈6（1）〉 |
| 15 | 専門的・技術的職業従事者 | 情報処理・通信技術者 | 26（2）<br>〈8（1）〉 |

注　1　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表１－３－２ 業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種（中分類の上位１５職種）

令和7年度

| | 職種（大分類） | 職種（中分類） | 支給決定件数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 輸送・機械運転従事者 | 自動車運転従事者 | 53（0）<br>〈20（0）〉 |
| 2 | 管理的職業従事者 | 法人・団体管理職員 | 17（2）<br>〈6（0）〉 |
| 3 | サービス職業従事者 | 飲食物調理従事者 | 16（2）<br>〈4（1）〉 |
| 4 | 販売従事者 | 商品販売従事者 | 15（1）<br>〈3（0）〉 |
| 5 | 保安職業従事者 | その他の保安職業従事者 | 11（0）<br>〈2（0）〉 |
| 6 | 販売従事者 | 営業職業従事者 | 8（0）<br>〈5（0）〉 |
| 6 | 運搬・清掃・包装等従事者 | 運搬従事者 | 8（0）<br>〈2（0）〉 |
| 6 | 専門的・技術的職業従事者 | 建築・土木・測量技術者 | 8（0）<br>〈2（0）〉 |
| 9 | 専門的・技術的職業従事者 | 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師 | 7（0）<br>〈0（0）〉 |
| 10 | 建設・採掘従事者 | 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） | 6（1）<br>〈3（0）〉 |
| 10 | サービス職業従事者 | 接客・給仕職業従事者 | 6（0）<br>〈2（0）〉 |
| 10 | 専門的・技術的職業従事者 | 情報処理・通信技術者 | 6（0）<br>〈2（0）〉 |
| 13 | 管理的職業従事者 | その他の管理的職業従事者 | 5（0）<br>〈3（0）〉 |
| 13 | 専門的・技術的職業従事者 | その他の専門的職業従事者 | 5（0）<br>〈2（0）〉 |
| 15 | 農林漁業従事者 | 農業従事者 | 4（1）<br>〈0（0）〉 |

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 （）内は女性の件数で、内数である。
3 〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表1－4　業務災害に係る脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

| 年度／年齢 | 令和6年度 | | | | | | 令和7年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | |
| | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 |
| 19歳以下 | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 20～29歳 | 9 ( 4 ) | 1 ( 0 ) | 13 ( 5 ) | 2 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 16 ( 5 ) | 5 ( 1 ) | 11 ( 3 ) | 3 ( 1 ) | 5 ( 1 ) | 0 ( 0 ) |
| 30～39歳 | 49 ( 7 ) | 16 ( 1 ) | 31 ( 2 ) | 14 ( 0 ) | 8 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 57 ( 6 ) | 14 ( 0 ) | 39 ( 5 ) | 11 ( 0 ) | 12 ( 1 ) | 4 ( 0 ) |
| 40～49歳 | 213 ( 27 ) | 62 ( 6 ) | 191 ( 26 ) | 59 ( 7 ) | 60 ( 5 ) | 17 ( 1 ) | 220 ( 26 ) | 53 ( 3 ) | 151 ( 10 ) | 46 ( 1 ) | 58 ( 5 ) | 19 ( 1 ) |
| 50～59歳 | 411 ( 62 ) | 88 ( 3 ) | 311 ( 31 ) | 86 ( 4 ) | 129 ( 4 ) | 35 ( 2 ) | 508 ( 68 ) | 125 ( 4 ) | 312 ( 47 ) | 90 ( 6 ) | 79 ( 5 ) | 21 ( 0 ) |
| 60歳以上 | 348 ( 65 ) | 88 ( 6 ) | 238 ( 48 ) | 71 ( 11 ) | 44 ( 3 ) | 12 ( 0 ) | 452 ( 71 ) | 105 ( 11 ) | 297 ( 45 ) | 85 ( 5 ) | 63 ( 3 ) | 23 ( 2 ) |
| 合計 | 1030 ( 165 ) | 255 ( 16 ) | 784 ( 112 ) | 232 ( 23 ) | 241 ( 12 ) | 67 ( 3 ) | 1254 ( 176 ) | 303 ( 19 ) | 811 ( 110 ) | 236 ( 13 ) | 217 ( 15 ) | 67 ( 3 ) |

注　( )内は女性の件数で、内数である。

図1－4　年齢別構成比

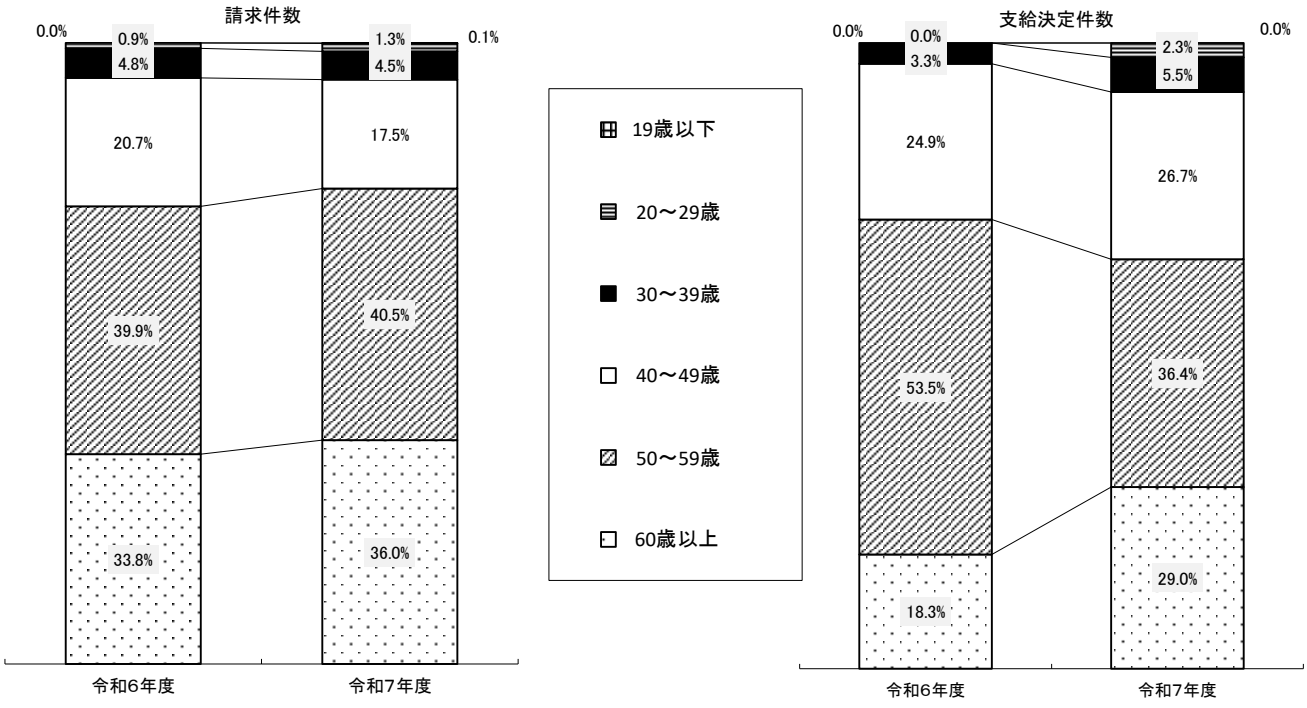


表1－5　業務災害に係る脳・心臓疾患の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

令和7年度

| | 脳血管疾患 | | | | | | 虚血性心疾患等 | | | | | | 合計 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | |
| | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 |
| 北海道 | 16 ( 4 ) | 2 ( 0 ) | 17 ( 2 ) | 5 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 20 ( 1 ) | 10 ( 0 ) | 9 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 36 ( 5 ) | 12 ( 0 ) | 26 ( 2 ) | 11 ( 0 ) | 9 ( 0 ) | 4 ( 0 ) |
| 青森 | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 5 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 岩手 | 5 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 12 ( 0 ) | 5 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 宮城 | 16 ( 3 ) | 4 ( 1 ) | 5 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 8 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 15 ( 1 ) | 7 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 24 ( 3 ) | 7 ( 1 ) | 20 ( 2 ) | 8 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 1 ( 0 ) |
| 秋田 | 3 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 6 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) |
| 山形 | 3 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 4 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) |
| 福島 | 6 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 8 ( 1 ) | 2 ( 0 ) | 4 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 茨城 | 12 ( 2 ) | 1 ( 0 ) | 11 ( 2 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 18 ( 2 ) | 5 ( 0 ) | 13 ( 2 ) | 0 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 栃木 | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 5 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 8 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 5 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 3 ( 0 ) |
| 群馬 | 10 ( 3 ) | 2 ( 0 ) | 8 ( 2 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 12 ( 4 ) | 2 ( 0 ) | 9 ( 2 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 埼玉 | 44 ( 6 ) | 4 ( 0 ) | 24 ( 3 ) | 1 ( 1 ) | 6 ( 1 ) | 1 ( 1 ) | 30 ( 1 ) | 12 ( 1 ) | 19 ( 0 ) | 10 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 74 ( 7 ) | 16 ( 1 ) | 43 ( 3 ) | 11 ( 1 ) | 13 ( 1 ) | 5 ( 1 ) |
| 千葉 | 25 ( 5 ) | 1 ( 0 ) | 10 ( 2 ) | 2 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 23 ( 3 ) | 7 ( 0 ) | 10 ( 1 ) | 7 ( 1 ) | 5 ( 1 ) | 4 ( 1 ) | 48 ( 8 ) | 8 ( 0 ) | 20 ( 3 ) | 9 ( 1 ) | 8 ( 1 ) | 5 ( 1 ) |
| 東京 | 146 ( 36 ) | 17 ( 2 ) | 109 ( 24 ) | 16 ( 1 ) | 27 ( 3 ) | 3 ( 0 ) | 88 ( 5 ) | 30 ( 1 ) | 50 ( 3 ) | 19 ( 1 ) | 11 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 234 ( 41 ) | 47 ( 3 ) | 159 ( 27 ) | 35 ( 2 ) | 38 ( 4 ) | 7 ( 0 ) |
| 神奈川 | 53 ( 7 ) | 5 ( 0 ) | 47 ( 13 ) | 6 ( 1 ) | 8 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 38 ( 1 ) | 16 ( 0 ) | 25 ( 2 ) | 14 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 91 ( 8 ) | 21 ( 0 ) | 72 ( 15 ) | 20 ( 1 ) | 11 ( 1 ) | 3 ( 0 ) |
| 新潟 | 10 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 8 ( 1 ) | 2 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 14 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 11 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) |
| 富山 | 5 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 石川 | 5 ( 1 ) | 1 ( 1 ) | 6 ( 1 ) | 1 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 5 ( 1 ) | 1 ( 1 ) | 6 ( 1 ) | 1 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 福井 | 3 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 4 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 山梨 | 4 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 1 ) | 2 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 長野 | 16 ( 2 ) | 2 ( 0 ) | 9 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 6 ( 0 ) | 5 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 22 ( 2 ) | 6 ( 0 ) | 15 ( 1 ) | 5 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 2 ( 0 ) |
| 岐阜 | 6 ( 1 ) | 3 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 1 ) | 4 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 静岡 | 22 ( 5 ) | 5 ( 2 ) | 8 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 14 ( 2 ) | 5 ( 1 ) | 5 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 0 ( 0 ) | 36 ( 7 ) | 10 ( 3 ) | 13 ( 1 ) | 3 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 0 ( 0 ) |
| 愛知 | 55 ( 12 ) | 6 ( 0 ) | 42 ( 10 ) | 11 ( 2 ) | 6 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 22 ( 2 ) | 11 ( 2 ) | 15 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 3 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 77 ( 14 ) | 17 ( 2 ) | 57 ( 10 ) | 18 ( 2 ) | 9 ( 0 ) | 5 ( 0 ) |
| 三重 | 9 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 6 ( 2 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 7 ( 0 ) | 4 ( 1 ) | 4 ( 1 ) | 2 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 16 ( 1 ) | 8 ( 0 ) | 10 ( 3 ) | 4 ( 1 ) | 5 ( 1 ) | 2 ( 0 ) |
| 滋賀 | 7 ( 0 ) | 1 ( 0 ) | 5 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 3 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 4 ( 1 ) | 0 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 4 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 2 ( 0 ) | 11 ( 1 ) | 1 ( 0 ) | 9 ( 1 ) | 4 ( 0 ) | 5 ( 1 ) | 2 ( 0 ) |

| | 脳血管疾患 | | | | | | 虚血性心疾患等 | | | | | | 合計 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | | 請求件数 | | 決定件数 | | うち支給決定件数 | |
| | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 |
| 京都 | 16<br>( 3 ) | 5<br>( 0 ) | 13<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 6<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 22<br>( 1 ) | 9<br>( 0 ) | 9<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 38<br>( 4 ) | 14<br>( 0 ) | 22<br>( 2 ) | 6<br>( 0 ) | 9<br>( 2 ) | 2<br>( 0 ) |
| 大阪 | 87<br>( 18 ) | 6<br>( 1 ) | 33<br>( 2 ) | 2<br>( 0 ) | 11<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 56<br>( 6 ) | 26<br>( 2 ) | 35<br>( 3 ) | 24<br>( 1 ) | 11<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 143<br>( 24 ) | 32<br>( 3 ) | 68<br>( 5 ) | 26<br>( 1 ) | 22<br>( 0 ) | 8<br>( 0 ) |
| 兵庫 | 27<br>( 6 ) | 1<br>( 0 ) | 22<br>( 5 ) | 2<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 25<br>( 3 ) | 9<br>( 0 ) | 16<br>( 1 ) | 9<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 52<br>( 9 ) | 10<br>( 0 ) | 38<br>( 6 ) | 11<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 奈良 | 10<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 9<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 15<br>( 1 ) | 3<br>( 0 ) | 11<br>( 2 ) | 2<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 和歌山 | 5<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 鳥取 | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 島根 | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 岡山 | 9<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 5<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 14<br>( 2 ) | 3<br>( 1 ) | 6<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 広島 | 20<br>( 5 ) | 1<br>( 0 ) | 15<br>( 4 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 11<br>( 1 ) | 6<br>( 0 ) | 8<br>( 1 ) | 4<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 31<br>( 6 ) | 7<br>( 0 ) | 23<br>( 5 ) | 6<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 山口 | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 徳島 | 3<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 香川 | 4<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 4<br>( 3 ) | 2<br>( 2 ) | 2<br>( 1 ) | 1<br>( 1 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 8<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 4<br>( 3 ) | 2<br>( 2 ) | 2<br>( 1 ) | 1<br>( 1 ) |
| 愛媛 | 5<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 7<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 2<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 10<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 11<br>( 2 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) |
| 高知 | 3<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 3<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 福岡 | 35<br>( 5 ) | 4<br>( 0 ) | 21<br>( 2 ) | 3<br>( 0 ) | 8<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 17<br>( 3 ) | 7<br>( 1 ) | 8<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 52<br>( 8 ) | 11<br>( 1 ) | 29<br>( 3 ) | 6<br>( 1 ) | 10<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) |
| 佐賀 | 9<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 8<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 11<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 9<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 長崎 | 10<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 8<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 6<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) | 5<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 3<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 16<br>( 2 ) | 4<br>( 1 ) | 13<br>( 3 ) | 3<br>( 0 ) | 6<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) |
| 熊本 | 16<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 4<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 23<br>( 2 ) | 6<br>( 0 ) | 11<br>( 1 ) | 3<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) |
| 大分 | 7<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 8<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 4<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 宮崎 | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 鹿児島 | 5<br>( 1 ) | 2<br>( 1 ) | 5<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) | 9<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 沖縄 | 7<br>( 3 ) | 0<br>( 0 ) | 5<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 11<br>( 3 ) | 2<br>( 0 ) | 6<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 合計 | 772<br>( 143 ) | 88<br>( 9 ) | 517<br>( 94 ) | 75<br>( 8 ) | 132<br>( 12 ) | 21<br>( 2 ) | 482<br>( 33 ) | 215<br>( 10 ) | 294<br>( 16 ) | 161<br>( 5 ) | 85<br>( 3 ) | 46<br>( 1 ) | 1254<br>( 176 ) | 303<br>( 19 ) | 811<br>( 110 ) | 236<br>( 13 ) | 217<br>( 15 ) | 67<br>( 3 ) |

注　( )内は女性の件数で、内数である。

表1－6　業務災害に係る脳・心臓疾患の時間外労働時間別（1か月又は2～6か月における1か月平均）支給決定件数

| 年度 | 令和6年度 | | | | | | 令和7年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価期間 / 区分 | 評価期間1か月 | | 評価期間2～6か月（1か月平均） | | 合計 | | 評価期間1か月 | | 評価期間2～6か月（1か月平均） | | 合計 | |
| | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 | | うち死亡 |
| 45時間未満 | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 45時間以上～60時間未満 | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| 60時間以上～80時間未満 | 11<br>( 1 ) | 5<br>( 0 ) | 35<br>( 2 ) | 10<br>( 2 ) | 46<br>( 3 ) | 15<br>( 2 ) | 5<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 48<br>( 3 ) | 16<br>( 0 ) | 53<br>( 3 ) | 17<br>( 0 ) |
| 80時間以上～100時間未満 | 17<br>( 1 ) | 7<br>( 1 ) | 63<br>( 3 ) | 19<br>( 0 ) | 80<br>( 4 ) | 26<br>( 1 ) | 7<br>( 2 ) | 1<br>( 0 ) | 42<br>( 1 ) | 12<br>( 0 ) | 49<br>( 3 ) | 13<br>( 0 ) |
| 100時間以上～120時間未満 | 18<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 22<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 40<br>( 1 ) | 5<br>( 0 ) | 27<br>( 0 ) | 13<br>( 0 ) | 21<br>( 2 ) | 7<br>( 0 ) | 48<br>( 2 ) | 20<br>( 0 ) |
| 120時間以上～140時間未満 | 9<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 12<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 21<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 8<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 1 ) | 2<br>( 1 ) | 15<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) |
| 140時間以上～160時間未満 | 3<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 7<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 10<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 1 ) | 1<br>( 1 ) | 5<br>( 1 ) | 2<br>( 1 ) |
| 160時間以上 | 10<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 16<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 9<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 6<br>( 1 ) | 2<br>( 0 ) | 15<br>( 1 ) | 5<br>( 0 ) |
| その他（短期間の過重業務・異常な出来事） | －<br>( － ) | －<br>( － ) | －<br>( － ) | －<br>( － ) | 27<br>( 4 ) | 10<br>( 0 ) | －<br>( － ) | －<br>( － ) | －<br>( － ) | －<br>( － ) | 31<br>( 4 ) | 7<br>( 1 ) |
| 合計 | 68<br>( 3 ) | 16<br>( 1 ) | 146<br>( 5 ) | 41<br>( 2 ) | 241<br>( 12 ) | 67<br>( 3 ) | 60<br>( 2 ) | 20<br>( 0 ) | 126<br>( 9 ) | 40<br>( 2 ) | 217<br>( 15 ) | 67<br>( 3 ) |

注　1「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
　　2「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
　　3（ ）内は女性の件数で、内数である。
　　4「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
　　勤務時間の不規則性（拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務）、事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務）、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境（温度環境、騒音）

表1－7　業務災害に係る脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

| 区分＼年度 | | 令和6年度 | | | | 令和7年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 決定件数 | うち死亡 | うち支給決定件数 | うち死亡 | 決定件数 | うち死亡 | うち支給決定件数 | うち死亡 |
| 正規職員・従業員 | | 562<br>( 56 ) | 178<br>( 13 ) | 217<br>( 10 ) | 63<br>( 3 ) | 527<br>( 43 ) | 168<br>( 7 ) | 174<br>( 13 ) | 55<br>( 2 ) |
| 契約社員 | | 61<br>( 13 ) | 13<br>( 1 ) | 7<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 86<br>( 11 ) | 30<br>( 3 ) | 17<br>( 1 ) | 4<br>( 0 ) |
| 派遣労働者 | | 8<br>( 2 ) | 2<br>( 1 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 26<br>( 4 ) | 8<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| パート・アルバイト | | 96<br>( 41 ) | 25<br>( 8 ) | 8<br>( 1 ) | 1<br>( 0 ) | 98<br>( 50 ) | 13<br>( 3 ) | 11<br>( 1 ) | 3<br>( 1 ) |
| 特別加入 | 中小事業主等 | 26<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 6<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 29<br>( 1 ) | 8<br>( 0 ) | 8<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) |
| | 一人親方等・特定作業従事者 | 18<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 32<br>( 1 ) | 6<br>( 0 ) | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| | 海外派遣者 | 2<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) |
| その他 | | 11<br>( 0 ) | 5<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 0<br>( 0 ) | 13<br>( 0 ) | 3<br>( 0 ) | 4<br>( 0 ) | 1<br>( 0 ) |
| 合計 | | 784<br>( 112 ) | 232<br>( 23 ) | 241<br>( 12 ) | 67<br>( 3 ) | 811<br>( 110 ) | 236<br>( 13 ) | 217<br>( 15 ) | 67<br>( 3 ) |

注　1　就労形態の区分は以下のとおりである。
・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
2　（ ）内は女性の件数で、内数である。